

税 務

実調減少の一方で無申告理由のお尋ね

相続税約5,000件、贈与税約1万件の書面照会

要
約

- 国税庁、平成25事務年度における相続税・贈与税の調査状況を公表。実地調査件数は両税目ともに減少。
- 実調件数の減少は、理由附記など調査手続きの煩雑化、実調以外の多様な手法の活用が主な要因。
- 当局、相続税、贈与税の無申告が想定される者に対して、「無申告理由のお尋ね」を送付する取組も。

国税庁は11月18日、「平成25事務年度における相続税の調査の状況について」を公表した。それによると相続税の実地調査件数は1万1,909件で前事務年度から約300件減少、贈与税の実地調査件数も前事務年度から約800件減少し、3,786件となった。

同庁では、実地調査件数が減少した要因として、①国税通則法改正の影響（調査手続の順守）、②実地調査以外の多様な手法の活用を挙げている。

特に国税通則法改正では、25年1月以降、理由附記の対象が申請に対する拒否処分（更正をすべき理由がない旨の通知など）・不利益処分（更正、決定、加算税賦課決定など）全体に拡大された影響が大きいようだ。

また、同庁では、自発的な適正申告を促すための実調以外の多様な手法の活用として、「無申告理由のお尋ねの送付」「電話・

来署依頼による調査の実施」「意見聴取で問題となりやすい項目を整理したチェックシートの税理士等への提供」などの取組を行っている。

無申告理由のお尋ねの送付は、当局が保有する情報から相続税、贈与税の無申告が想定される者に対し、当該お尋ねにより書面照会を行うもの。平成25事務年度では、相続税の無申告想定者に対し約5,000件、贈与税で約1万件の書面照会を実施し、相続税で1割未満、贈与税では5割弱の課税につながる反応があったもようだ。

また、電話・来署依頼による調査は、調査すべき問題点が限られている事案に対して、実地に赴かないで調査を実施するもの。当局としては、納税者等との効率的な接触を図る狙いがある。また、税理士等へのチェックシートの提供は、税理士法33条の2に係る書面添付制度を活用する取組であり、これにより税理士等を通じた自発的な適正申告を促す考えだ。

なお、相続税全体では実地調査件数が減少しているなか、当局が注力する海外資産関連事案では、実地調査件数が前事務年度の721件から753件に増加している。海外関連資産に係る申告漏れ等の非違件数は124件に増加、申告漏れ課税価格も163億円に増加し、いずれも過去10年で最高となっている。